

岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式実施要領

	平成18年5月 1日	決裁
改正	平成18年8月29日	決裁
改正	平成20年3月31日	決裁
改正	平成20年6月 6日	決裁
改正	平成21年4月 1日	決裁
改正	平成25年3月29日	決裁
改正	平成27年4月 1日	決裁
改正	平成31年3月29日	決裁
改正	令和3年3月29日	決裁
改正	令和3年4月 1日	決裁
改正	令和3年4月21日	決裁
改正	令和4年3月28日	決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市上下水道事業部が発注する建設工事に係る総合評価落札方式による一般競争入札及び指名競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、原則として設計金額が1億円以上のもので、次に掲げる事項に該当するものとする。ただし、設計金額が1億円未満のものであっても岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会要綱（昭和63年4月1日決裁）に規定する岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が必要と認めるものは対象とすることができる。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額（以下「補償費等の支出額等」という。）並びに維持更新費その他のライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事
 - (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性等の性能又は機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
 - (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められるもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、総合評価落札方式に適合すると認められる工事
- 2 事業を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、前項各号に該当する工事について、総合評価落札方式での発注を検討し、同方式で発注する選定案を作成するものとする。
- 3 選定委員会は、所管課長から提出された発注の選定案をもとに、総合評価落札方式の採用

の適否及び落札者決定基準を決定するものとする。

(審査委員会の意見の聴取)

第4条 選定委員会は、総合評価落札方式を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について、あらかじめ岐阜市附属機関設置条例(平成25年岐阜市条例第7号)別表に規定する岐阜市建設工事総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見聴取において、当該落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて併せて意見を聴かなければならない。

3 選定委員会は、総合評価落札方式において落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が岐阜市上下水道事業部にとって最も有利なもの決定について、あらかじめ審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前項の規定による意見聴取において、改めて意見を聴く必要がないとされたときは、これを省略することができる。

4 選定委員会は、総合評価落札方式の実施に当たり、必要があると認めるときは、岐阜市入札監視委員会に意見を求めることができる。

(入札の公告)

第5条 上下水道事業部上下水道事業政策課長(以下「上下水道事業政策課長」という。))及び所管課長は、第3条第3項の規定により総合評価落札方式で発注する場合は、入札公告又は指名通知書において、次の事項を公告し、又は通知する。

- (1) 総合評価落札方式による工事である旨
- (2) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準

(技術提案の提出)

第6条 入札参加希望者は、次に掲げる書類を入札参加資格確認申請の際に提出するものとする。

- (1) 技術提案書(様式第1号)
- (2) 工程表(様式第2号)
- (3) 技術提案事項(様式第3号)
- (4) 技術提案の取り扱いに関する事項(様式第4号)

(落札者決定基準)

第7条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他の基準及び手続を定めるものとする。

(評価基準)

第8条 評価基準は、性能等に係る次に掲げるものとする。

- (1) 評価項目

ア 評価項目は、工事の目的及び内容により必要となる技術的要件に応じて設定するものとし、必須の評価項目とそれ以外の評価項目に区分する。

イ 必須の評価項目については、各項目ごとに最低限の要求要件及び目標状態を設定できるものであり、それらの要求要件を満たしていないものは不合格とする。

ウ 必須以外の評価項目については、目標状態の設定をしないで、加算点評価のみを行う。

- (2) 得点配分

ア 各評価項目の評価に応じて与えられる得点を評価点という。

イ 必須の評価項目については、要求要件を満たしている場合には基礎点を与え、更に最低限の要求要件を超える部分について加算点を与える。

ウ 必須以外の評価項目については、発注者が示す標準案を満たしていれば標準点を与え、更に評価に応じて加算点を与える。

エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

(3) その他評価に必要な事項

補償費等の支出額等を評価する場合には、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

(評価の方法)

第9条 評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（以下「評価点」という。）と当該入札者の入札価格（補償費等の支出額等を評価する場合には、入札価格にその費用を加算した価格）を基に次の各号のいずれかの方法を採用して数値（以下「評価値」という。）を求めるものとする。

(1) 加算方式

評価値＝技術評価点＋価格評価点（ $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ ）

(2) 除算方式

評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）／入札価格

(落札者決定の方法等)

第10条 選定委員会は、落札者を決定しようとするときは、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札に係る性能等が、入札公告において明らかにした技術的要件のうち、求める評価項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。

(3) 評価値は、基礎点又は標準点を、予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合には、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額を加算した価格）で除した数値より下回っていないこと。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。

3 落札候補者（前項の落札候補者を除く。）及び同項の規定によりくじを引く者は、次に掲げる書類を別に定める期間に提出しなければならない。

(1) 技術提案書内容確認申告書（様式第5号）

(2) 岐阜市における工事成績評定点（様式第6号）

(3) 配置予定技術者の工事成績評定点（様式第7号）

(4) 市内業者への下請率（様式第8号）

4 選定委員会は、前項の書類により評価値を確認した結果、落札候補者が評価値の最も高い者でなくなったときは、次順位の者を落札候補者とする。

5 次条第3項の規定により技術提案の審査を審査委員会以外のものを行うときは、選定委員会は、落札者の決定を上下水道事業政策課長に行わせることができる。

6 上下水道事業政策課長は、落札者が決定されたときは、落札結果を当該建設工事に係る入札参加者及び審査委員会の委員に通知するものとする。

(技術提案の審査)

第11条 技術提案の審査は、審査委員会において行い、選定委員会で採否を決定するものとする。

2 技術提案の審査にあたっては、性能等の確保、施工の確実性及び安全性等を評価するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、選定委員会は、第4条第3項ただし書の規定により審査委員会への意見聴取が省略されたときは、主任検査監又は検査監及び選定委員会が同委員会の委員の

中から指名した者（所管課長及び上下水道事業政策課長を除く。）に技術提案の審査を行わせることができる。この場合において、主任検査監又は検査監は、技術提案の審査結果を所管課長及び上下水道事業政策課長に報告するものとする。

（技術提案の採否の通知）

第12条 技術提案の採否については、入札参加者に技術提案採否通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 技術提案を採用しない場合は、その理由を記載するものとする。

（技術提案の採否に対する説明等）

第13条 技術提案が採用されない旨の通知を受けた者は、所管課長に対し通知の日から7日以内に説明を求めることができるものとする。この場合においては、書面（様式自由）を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

2 所管課長は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、7日以内に書面により回答するものとする。

（責任の所在等）

第14条 発注者が提案書等を採用するに当たり、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関しても、技術提案を行った受注者はその責任を負うものとする。

2 性能等の提案内容が満たされない場合は、受注者は再度の施工義務を有する。

3 前項の規定にかかわらず、評価する項目の性格から、再度施工が困難又は合理的でない場合は、工事成績評定の減点、契約金額の減額、損害賠償請求等を行うものとする。

4 前3項に規定する内容は、入札説明書及び契約書の中に明記するものとする。

（技術提案の保護）

第15条 技術提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

（提案書類の作成費用）

第16条 入札参加者が提案書の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、選定委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成18年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日から平成18年6月30日の間に限り、第4条第1項中「所管室長と学識経験者2人以上で構成される技術審査会（以下「審査会」という。）」とあるのは「学識経験者2人以上」と、第11条中「技術審査会」とあるのは「選定委員会」とする。

附 則

この要領は、平成18年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の岐阜市上下水道事業部建設工事総合落札方式試行要領の規定は、この要領の施行の日以後に執行する入札について適用し、同日前に執行する入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により作成されている用紙は、この要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月21日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の岐阜市上下水道事業部建設工事総合落札方式実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の執行に係る公告又は通知をする案件（以下「入札公告案件等」という。）から適用するものとし、同日前における入札公告案件等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の岐阜市上下水道事業部建設工事総合落札方式実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告する入札については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

提出日： 年 月 日

総合評価落札方式
技 術 提 案 書

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

住所
称号又は名称
代表者職氏名

年 月 日付けで公告がありました○ ○ 工事に係る技術提案書を提出いたします。

1 工事名

2 工事場所

3 問合せ先

担当者：
部 署：
電話番号：
F A X：

○ ▲▲能力

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考(資料添付など)
■ ■ 管理				
△△△	○○○の有無	<input type="checkbox"/> ●●●なし		
		<input type="checkbox"/> ●●●あり		
		<input type="checkbox"/> ●●●●		
△△△	○○○○	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		
□ □ 管理				
△△△	○○○の状況	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		
△△△	○○○の実績	<input type="checkbox"/>		
			小計(満点)	

注1) 該当する区分に☐のように記入する。

2) 評価内容及び備考に特に記載がない場合の基準日は、申請期限日とすること。

3) 確認資料は、必要ありません。ただし、入札執行後、落札候補者は、指定する日までに確認資料を提出すること。

様式第2号 (第6条関係)

工 程 表

工事名 :

会社名 :

項目	単位	数量	〇〇月			備考													
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20			
※ 工程管理に係る技術的所見																			

技術提案事項（〇―〇）

会社名

対 象	〇 〇 の提案
-----	---------

項 目	具 体 的 な 方 法
	<p>(注) 提案する内容についての全体及び具体的方法等を記載するものとし、その方法の確実性、安全性等が分かる記述とすること。</p> <p>なお、技術提案の記述の形式は問わない。原則として本様式2ページ以内に記述することとし、参考資料を添付してもよい。</p>

技術提案の取扱いに関する事項

会社名

評価項目	
提案技術事項	

(1) 工業所有権等の排他的権利を含む技術提案である場合、その取扱いに関する事項
(2) 技術提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）
(3) その他

提出日： 年 月 日

総合評価落札方式
技術提案書内容確認申告書

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

年 月 日付けで公告がありました〇〇工事の技術提案書の下記評価項目の内容確認について、別添の書類を添えて申告いたします。

- 1 工事名
〇〇〇〇工事

2 評価項目	※該当項目に○を付ける 該当
〇〇の有無 △△△の実績	

市内業者への下請率

本工事における市内業者への下請率は、次の通りです。
該当する項目に○を付ける。

- A 請負金額に占める市内業者の施工金額の割合が90%以上である。
- B 請負金額に占める市内業者の施工金額の割合が50%以上90%未満である。
- C 請負金額に占める市内業者の施工金額の割合が50%未満である。

【記載上の注意】

- (1) 市内業者とは、岐阜市内に本店を有する企業をいう。
- (2) 市内業者への下請率とは、本工事の請負金額に占める市内業者の施工金額の割合をいう。
なお、市内業者の施工金額には、元請業者の施工金額を含む。
- (3) 建設コンサルタント業及び運送業並びに交通誘導警備業その他の本工事の遂行に必要な業務の額も施工金額を含む。
- (4) 材料費は、販売者の所在地にかかわらず、材料を購入した業者(元請又は下請)の施工金額を含む。

技術提案採否通知書

(提案者)

様

(発注者)

印

年 月 日付で提出された技術提案に対する審査結果を下記のとおり通知
します。

記

公 告 日	年 月 日	
工 事 名		技術提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
技術提案に対する採否及びその理由		
技術提案項目内容	採否の区分	採用しない理由
① ○○の提案	採用 不採用	

(注) 技術提案が採用されないと認められた者は、その認められない詳細理由について、
年 月 日までに書面により、○○課へ説明を求めることができます。